

食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書

食料・農業・農村を取り巻く環境は、農業者の高齢化と担い手の減少、頻発する自然災害による度重なる農地被害の発生、肥料原料や飼料穀物の高騰などにより一層厳しさを増している。

本県においては、農業が主要な産業の一つとして地域経済の維持発展を支えるとともに、県土保全、水源のかん養、自然環境の保全等のほか、地域社会の維持など県民生活と地域を支える重要な役割を担ってきた。しかしながら、農業・農村を取り巻く情勢の変化により安定的な営農の継続が危ぶまれ、農業の担い手の確保に多大な影響が生じている。

現在、国においては、食料安全保障の強化を柱とし、農政の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」（以下「基本法」という。）の見直しに向けた検討作業を進めている。農業を持続的に発展させるためには、認定農業者等の中心的な担い手はもとより、多様な人材を担い手として確保・育成していくことや豊かな農業・農村環境を保全することが極めて重要であることから、中長期的な展望に立った食料・農業・農村に関する力強い政策の理念及び施策の充実が求められている。

よって、国においては、将来にわたる食料の安定確保と農業生産基盤の維持に向け、基本法の見直しにあたり、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 農業振興及び農村振興の両面から、多様な担い手を基本法に位置付けること。
- 2 国土と農業生産環境を保全する役割に対する新たな直接支払制度を導入するなど、施策全般にわたり充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月10日

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
農林水産大臣	野村哲郎	殿
内閣官房長官	松野博一	殿

山形県議会議長 森田 廣